

Tax Accountant Information Network System

SERIES TAINS解体新書

TAINS最新情報 ~注目の再逆転!デンソー事件判決~



------朝倉 洋子[目黒]

I はじめに

2017年6月発行の「国税庁レポート 2017」によれば、平成27(2015)年度 の訴訟事件終結件数・国側敗訴件数・ 国側敗訴割合は、下記のとおりとなっ ています。

(https://www.nta.go.jp/kohyo/ katsudou/report/2017.pdf)。

課税関係終結件数	262件
国側全部敗訴件数	19件
国側一部敗訴件数	3件
国側敗訴割合	8.4%

また、同じ年度の国税不服審判所に おける審査請求の処理済件数・請求認 容件数・認容割合は、下記のとおりで す。

審査請求処理済件数	2,311件
請求全部認容件数	37件
請求一部認容件数	147件
請求認容割合	8.0%

一方、TAINSの税法データベース に、収録済みの同期間に係る訴訟事件 ・審査請求事件について、課税処分の 取消割合をみると、下記のとおりです (平成29年10月27日現在)。

判決	230件
全部取消し	9件
一部取消し	5件
裁決	120件
全部取消し	21件
一部取消し	34件

判決の件数が一致しない理由は、徴 収事件については、従来、公開されて いなかったために、資料が体系的に入 手することができなかったことなどの 理由によるものと考えられます。

また、裁決については従来、公開さ れていなかったところ、平成13年の情 報公開法の施行により開示請求を行え ば、入手することが可能となったこと によります。

現在は、悉皆的に開示請求を行って いるので、徐々に件数は一致すると考 えられるところです。

では、最近の注目判決の中から、平 成29年10月24日のデンソー事件最高裁 判決を紹介します(Z888-2138)。

この事件はTAINS解体新書の本年 6月1日号で、名古屋地裁判決、これ を逆転した名古屋高裁判決が紹介され ており、最高裁判決が待たれていたと ころです。

今回、再逆転した最高裁判決が言い 渡されて、さらに注目を集めていま

キーワードは、もちろん「デンソー 事件」で、関連判決、裁決も芋づる式 に一気に検索することができます。

Ⅱ 最近の注目判決

【デンソー事件】

海外のタックスヘイブン(租税回避 地)に所在する子会社の所得の帰属が 争われ、地裁・高裁と逆転した挙句、 最高裁で再逆転したという事件であ る。

措置法66条の6第4項は、同条3項 にいう株式の保有を主たる事業とする 特定外国子会社等につき事業基準を満 たさないとしているところ、株式を保 有する者は、利益配当請求権等の自益 権や株主総会の議決権等の共益権を行 使することができるほか、保有に係る 株式の運用として売買差益等を得るこ

とが可能であり、それゆえ、他の会社 に係る議決権の過半数の株式を保有す る特定外国子会社等は、上記の株主権 の行使を通じて当該会社の経営を支配 し、これを管理することができる。

しかし、他の会社の株式を保有する 特定外国子会社等が、当該会社を統括 し管理するための活動として事業方針 の策定や業務執行の管理、調整等に係 る業務を行う場合、このような業務 は、通常、当該会社の業務の合理化、 効率化等を通じてその収益性の向上を 図ることを直接の目的として、その内 容も上記のとおり幅広い範囲に及び、 これによって当該会社を含む一定の範 囲に属する会社を統括していくもので あるから、その結果として当該会社の 配当額の増加や資産価値の上昇に資す ることがあるとしても、株主権の行使 や株式の運用に関連する業務等とは異 なる独自の目的、内容、機能等を有す るものというべきであって、上記の業 務が株式の保有に係る事業に包含され その一部を構成すると解するのは相当 ではない。

各事業年度において、A社の行って いた地域統括業務は、地域企画、調達、 財務、材料技術、人事、情報システム 及び物流改善という多岐にわたる業務 から成り、豪亜地域における地域統括 会社として、集中生産・相互補完体制 を強化し、各拠点の事業運営の効率化 やコスト低減を図ることを目的とする ものということができるのであって、 個々の業務につき対価を得て行われて いたことも併せ考慮すると、上記の地 域統括業務が株主権の行使や株式の運 用に関連する業務等であるということ はできない。

以上によれば、A社各事業年度にお

いて、A社の行っていた地域統括業務 は、措置法66条の6第3項にいう株式 の保有に係る事業に含まれるものとい うことはできない。

措置法66条の6第3項及び4項にい う主たる事業は、特定外国子会社等の 当該事業年度における事業活動の具体 的かつ客観的な内容から判定すること が相当であり、特定外国子会社等が複 数の事業を営んでいるときは、当該特 定外国子会社等におけるそれぞれの事 業活動によって得られた収入金額又は 所得金額、事業活動に要する使用人の 数、事務所、店舗、工場その他の固定 施設の状況等を総合的に勘案して判定 するのが相当である。

A社の行っていた地域統括業務は、 相当の規模と実体を有するものであ り、受取配当の所得金額に占める割合 が高いことを踏まえても、事業活動と して大きな比重を占めていたというこ とができ、A社の各事業年度において は、地域統括業務が措置法66条の6第 3項及び4項にいうA社の主たる事業 であったと認めるのが相当である。よ って、A社は、A社各事業年度におい て事業基準を満たすといえる。

上告人は、A社につきA社各事業年 度において適用除外要件を全て満た し、本件各事業年度において措置法66 条の6第1項の適用が除外されるか ら、事業基準を満たさないことを理由 に同項を適用してされた本件各処分は いずれも違法というべきである。

収録内容に関するお問い合わせは データベース編集室へ TEL 03(5496)1416



MJSは会計プロフェショナルのための 最強ツールACELINK NX-Proと 顧問先業務システムとの連携で 会計事務所を全面支援。 顧問先の満足度を向上させ、 長期的により良い関係を構築します。







(顧問先へ導入いただくことで、ACELINK NX-Proの実力を最大限に活かせます) ●ACELINK NX-Pro、ACELINK NX記帳ぐん、記帳ぐんCloud、ICompass NX、MJSLINK NX-I、MJSかんたん! 法人会計、ACELINK NX-CEは株式会社ミロク情報サービスの商標又は登録商標です。



